

令和5年度

最大
50万円
補助します。

老朽危険空家等 除却促進事業 補助金交付制度



1 目的・趣旨

山陽小野田市では、倒壊や建築材の落下のおそれのある老朽危険空家等の除却(解体)を促進し、地域の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりを実現するため、市内にある老朽危険空家等の除却(解体)を行う所有者等に対し、除却(解体)費用の一部を補助します。

2 対象の空き家

年間を通して使用実績がない常時無人な状態の主に居住のための老朽危険空家等

- 店舗、倉庫等併用の場合は2分の1以上が居住用であること。
- 老朽危険空家等とは

不良度の測定基準表（外観目視により判定できる項目）の評点の合計が100点以上※で、危険度判定基準表に掲げる項目のいずれかに該当
※国土交通省「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」参照



3 補助金交付対象者

- 老朽危険空家等の所有者又は相続人
- 老朽危険空家等が所在する土地の所有者又は相続人

4 補助金額

補助対象経費※の**3分の1**（上限**50万円**）

※補助金交付申請者が解体業者に支払った補助事業に係る費用（消費税及び地方消費税を含む。）
ただし、立木の伐採（隣地、隣接する道路、隣接する河川又は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立木の伐採を除く。）及び家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係るものを除く。

5 申請期間

令和5年4月3日～令和5年**12月15日**

※申請書類受付先着順 ※予算額(500万円)に到達した場合、申請受付を終了

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室〔☎ 0836-82-1133〕



申請から補助金交付までの流れ

申請

Step 1

- ・事前相談（補助要綱等確認）
- ・補助金交付申請書等の提出



審査/交付決定

Step 2

- ・補助金交付申請書等の確認
- ・市職員による現地調査
- ・補助金交付決定通知書による通知



除却（解体）工事

Step 3

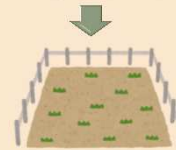
- ・工事着工
※必ず交付決定通知書受取後
- ・補助事業着手届提出



完了報告

Step 4

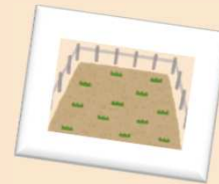
- ・除却完了報告書等提出
- ・補助金額確定通知書による通知



補助金交付

Step 5

- ・補助金請求書提出
- ・補助金交付



※詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ・申請先

山陽小野田市 市民部 生活安全課 空き家対策室
〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1

756-8601 ☎ 0836-82-1133 日の出一丁目1-1

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

<https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/>

